

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 1年(令和8年3月31日まで) |
|--------|-----------------|

佐 本 交 企 発 第 4 4 号  
令 和 7 年 3 月 1 8 日

交通部内各所属長  
各 警 察 署 長 殿

|       |             |
|-------|-------------|
| 有 効   | 令和8年3月31日まで |
| 企画第一係 |             |

交 通 部 長

### 挙署一体となった交通死亡事故抑止対策の具体的実施要領について（通達）

「挙署一体となった交通死亡事故抑止対策の推進について（通達）」（令和7年3月18日付け佐本交企発第43号）により、交通死亡事故が管轄区域内で発生した場合、警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は事故の状況等を踏まえた上で抑止対策を検討し、警察本部長まで報告することとされているが、その具体的な実施要領は下記のとおりとするので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「挙署一体となった交通死亡事故抑止対策の具体的実施要領について（通達）」（令和6年4月4日付け佐本交企発第61号）は廃止する。

記

#### 1 対象となる交通死亡事故

管轄区域内で発生した交通死亡事故（30日死者を除く）

#### 2 交通死亡事故発生時の状況把握と抑止対策の検討

##### (1) 事故状況の把握

警察署長等は、交通死亡事故が発生した場合、自ら現場を確認するなど事故の概要や要因を把握すること。

なお、事故の概要等は「交通事故速報票」により報告できるものとする。

##### (2) 抑止対策の検討

警察署長等は、交通死亡事故の要因等を踏まえ、必要な抑止対策を検討すること。

##### (3) 交通部首席参事官への連絡

警察署長等は、事故概要及び抑止対策等について、電話等により交通部首席参事官に連絡すること。

### **3 抑止対策の内容確認等**

#### **(1) 抑止対策の内容確認**

交通部首席参事官は、抑止対策の内容等を確認し、必要に応じて警察署長等とその抑止対策について協議すること。

抑止対策に関する協議は、事故発生後、速やかに行うこと。

#### **(2) 関係所属との連携**

交通部首席参事官は、警察署、高速道路交通警察隊及び交通部各課との連携について検討、調整すること。

#### **(3) 部外との連携**

交通部首席参事官は、知事部局を始めとする関係機関・団体等への働き掛けなど効果的と認められる取組を推進すること。

### **4 警察本部長への報告**

交通部首席参事官は、検討した抑止対策等を警察本部長に報告すること。